

無床診療所向け

感染症法に基づく「医療措置協定」 締結に向けた事前調査について

令和5年8月

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

説明内容

1. 医療措置協定の締結について
2. 協定を締結した医療機関への支援措置について
3. 協定締結に向けた事前調査について

はじめに

- 新型コロナへの対応において、医療機関の皆様には医療提供体制の整備等にご尽力・ご協力を賜り感謝申し上げます。
- 新型コロナへの対応を踏まえ、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備える」ため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され順次施行されることとなりました。
- 改正感染症法により、都道府県は感染症予防計画を見直すとともに、**都道府県と医療機関が、その医療機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。（令和6年4月1日から施行）**

▶ 今回の調査は感染症予防計画の改定や医療措置協定の締結に向けて、**県内全ての医療機関**の皆さまにご回答をお願いするものですので、ご理解・ご協力についてよろしくお願いいたします。

1-1. 医療措置協定の締結について

【感染症法の改正概要】

- 都道府県は、平時より、医療機関と協議を行い、**感染症対応に係る医療措置協定**（①発熱外来、②自宅療養者等に対する医療の提供、③自宅療養者等への健康観察の対応、④人材派遣、⑤個人防護具の備蓄）を締結することとなりました。
※新型コロナへの対応を念頭に協定を締結します。

協定を締結した医療機関は、感染症法に基づき以下のとおり指定されます。

〔**第一種協定指定医療機関**：病床を確保する医療機関

〔**第二種協定指定医療機関**：発熱外来・自宅療養者等への医療提供を行う医療機関

- 医療機関の新型コロナ対応の実績も参考に、各医療機関の機能や役割に応じた内容の協定を締結します。

▶ **各医療機関の状況を確認するため、事前協議（調査）を実施します。**

1-2. 医療措置協定の締結について【改正感染症法】

（医療機関の協定の締結等）

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1-3. 医療措置協定の締結について

【感染症の流行時期を分けた対応】

協定は、各医療機関の機能や役割に応じて、新興感染症への対応時期について、「**流行初期**」および「**流行初期以降**」と、**時期を分けて**締結します。

流行初期

感染症法に基づく、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る**発生の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）**から、**3か月間程度**です。

流行初期については、感染症指定医療機関を含む公的医療機関等を念頭に、新型コロナ発生の約1年後（2020年12月）の患者数の規模に前倒しで対応できる体制の確保を目指すこととされています。

⇒**本県の場合：発熱外来 250医療機関程度**

流行初期以降

発生の公表後6か月程度を目途とします。順次速やかに全ての協定締結医療機関での対応を目指すこととし、流行初期以降は、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされています。

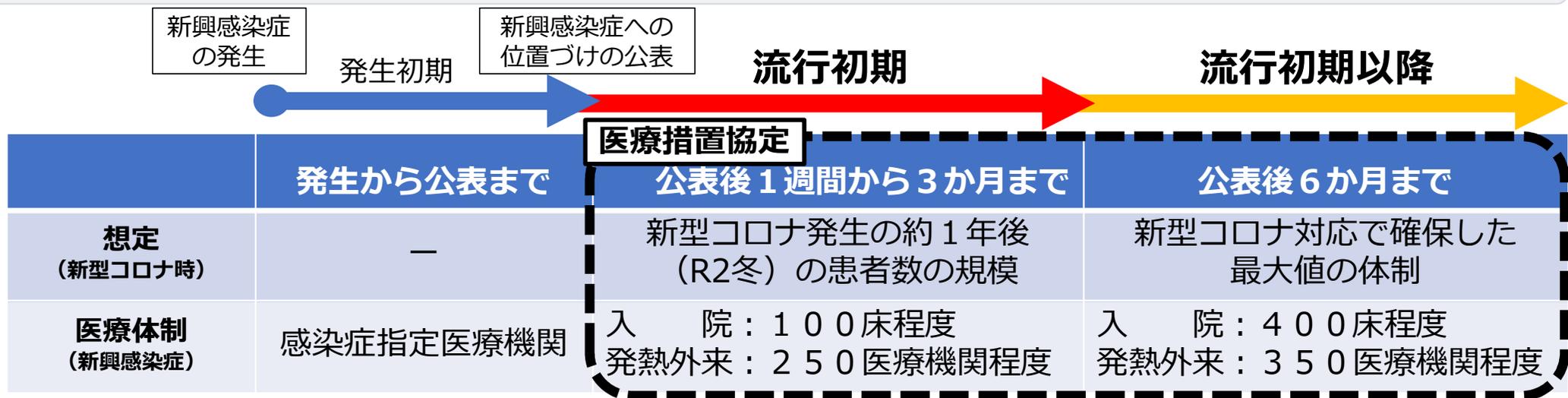
⇒**本県の場合：発熱外来 350医療機関程度**

▶ **事前調査においても、時期を分けて対応を回答いただきます。**

1-4. 医療措置協定の締結について

【感染症の流行時期を分けた対応】

協定は、各医療機関の機能や役割に応じて、新興感染症への対応時期について、「**流行初期**」および「**流行初期以降**」と、**時期を分けて**締結します。



【対応医療機関】

- 感染症指定医療機関
- 流行初期医療確保措置の協定締結医療機関
- すべての協定締結医療機関

事前調査においても、時期を分けて対応を回答いただきます。

2. 協定を締結した医療機関への支援措置

1 厚生労働省において検討中の支援策

- ① 平時より感染症対策に係る設備整備に要する費用補助
- ② 平時より个人防护具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助
- ③ 新型コロナ対応時の病床確保料のような補助 等

▶ 上記は国にて検討中のため、決まり次第、速やかに情報提供を行います。

2 流行初期医療を実施する場合の支援

流行初期の段階から、感染症に係る医療（病床確保又は発熱外来対応）を提供する体制を講じたと認められる場合、当該月の収入額が新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、**流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）**が行われます。

※**流行初期医療確保措置の基準**（事前調査結果等を踏まえて知事が定めます。）

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に実施すること
- ② 1日あたり一定数の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うこと

3. 協定に向けた事前調査について

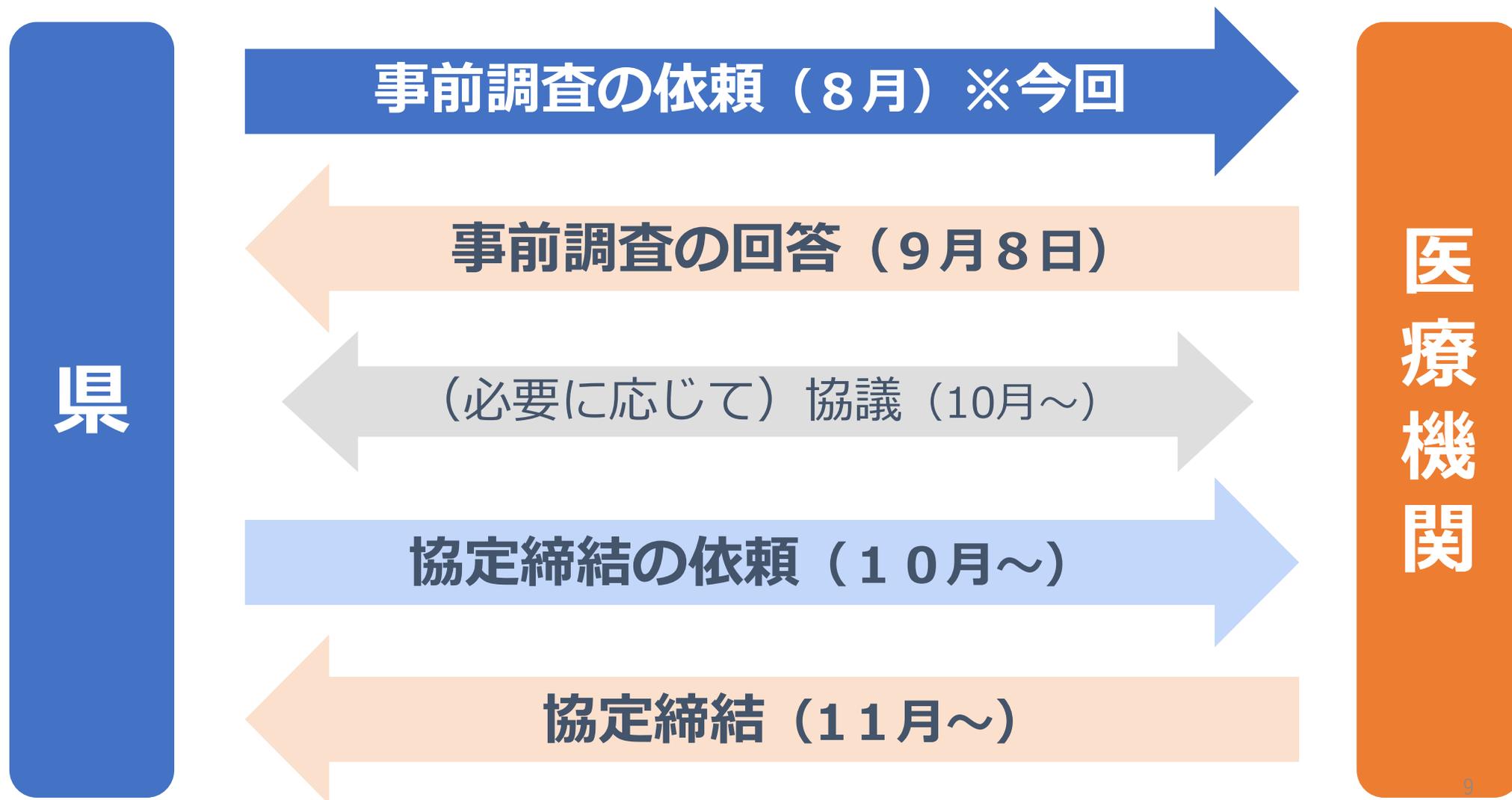
【調査内容】

- 感染症法の規定に基づく協定の締結に向けて、協定事項となる5項目（①発熱外来、②自宅療養者等に対する医療の提供、③自宅療養者等への健康観察の対応、④人材派遣、⑤個人防護具の備蓄）にご回答ください。
- なお、新型コロナ対応において、様々な変化にその都度対応してきた実績を踏まえ、**新型コロナ対応での最大値の体制を目指す**こととされておりますので、貴医療機関の新型コロナ対応の実績（最大値の体制）を参考にご回答ください。
- 今後の協定締結を念頭に、現時点での見込数等についてご回答ください。

▶ **本調査による回答を参考に協定締結を協議する予定**です。

（※）本回答によって協定の内容が確定するものではありません。

3-2. 医療措置協定締結に向けた事前調査について



おわりに（事務連絡）

事前調査にかかる説明は以上です。

改正感染症法に基づく新興感染症発生・まん延時の迅速かつ的確な医療提供体制の整備に向けて、本調査は県内全ての医療機関に回答をお願いしております。

貴医療機関におかれましても、ご多用の中恐縮ですが、**回答期限（令和5年9月8日）**までに回答をいただきますようお願いいたします。

回答送付の際には、回答内容に漏れがないかご確認いただき、Excelデータを**原則メール**にてご提出ください。

ご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。
※メールでのお問い合わせにご協力ください。

連絡先：健康福祉部健康医療局保健予防課
メール：iryousochi@pref.fukui.lg.jp
F A X：0776-20-0772

調査票等は県HPからダウンロード可能です。
これまでのQ & Aも公開しています。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/iryousochi.html>

